

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年1月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 浜東A地区	坂出市建設経済部産業課
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 氏部畑部地区	〃